

V 分限及び懲戒の状況

1 分限処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第 28 条の規定に基づき分限処分に付されることとなりますが、令和 3 年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

処分手由	処分の種類 (延べ件数)				計
	分限処分 (件)	降任	免職	休職	
勤務成績が良くない場合	0	0			0
心身の故障の場合	1	0	240		241
職に必要な適格性を欠く場合	0	1			1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			0		0
条例で定める事由による場合			0	0	0
計	1	1	240	0	242

2 懲戒処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第 29 条の規定に基づき懲戒処分に付されることとなりますが、令和 3 年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類（延べ件数） 処分事由	懲戒処分（件）				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	1	3	1	5
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	7	3	5	2	17
計	7	4	8	3	22

【具体的事由別】

処分の種類（延べ件数） 具体的事由	懲戒処分（件）					
	戒告	減給	停職	免職	計	
本人の行為	給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
	一般服務違反関係	0	3	3	0	6
	一般非行関係	0	1	3	1	5
	収賄等関係	0	0	0	0	0
	道路交通法違反	7	0	2	2	11
	小計	7	4	8	3	22
監督責任	0	0	0	0	0	
計	7	4	8	3	22	

(注) 二以上の事由により懲戒処分が行われた場合は、主たる事由のみを計上している。